

うえのむら  
株式会社上野村きのこセンター

企業プロフィール

所在地	群馬県多野郡上野村	
創立	平成27年(2015年)	
業種	農業(菌床しいたけの製造・しいたけ加工販売)	
従業員数	49人	(R4.1.1現在)



定年・継続雇用

定年年齢 65歳

定年後の継続雇用 就業規則により希望者全員を75歳まで再雇用  
その後一定条件の下、年齢の上限無く再雇用

現在の最高年齢者 72歳 職務内容: 椎茸の収穫・間引き・栽培

年齢別従業員数

- 正規従業員 11人
- 非正規従業員 38人

60~64歳 7人 (14.2%)

65~69歳 6人 (12.2%)

70歳~ 7人 (14.2%)

👉 事例のポイント

1

制度の整備

- ・ 定年延長により、他社の60歳定年者を正社員として雇用することが可能
- ・ 高齢者の持つ知識・経験を発揮できる環境へ!

2

勤務形態・賃金

- ・ 本人の希望により短日・短時間勤務が可能な柔軟な勤務形態とし、体調面等に配慮
- ・ 併せて、多様な就業形態でも対応できる賃金制度とした

3

作業環境改善・安全衛生

- ・ 作業手順の見直しで効率的な配送業務を実現
- ・ 室内を舗装してフラットな環境を作り、身体的負荷がかかる「重い」作業を改善



## 課題

## 改善内容・効果

1

活用方針・活用戦略  
仕事内容・就労条件  
制度の整備

・改善前は定年60歳、以降65歳再雇用制度とし、パート従業員の定年は75歳であった。従来から他社で60歳定年を迎えた方の受け入れ先となっていたが、60歳以降入社した場合において、農業技術を身に付け、長く活躍してもらうことが課題であった。

・定年を65歳、75歳再雇用制度に延長し、それ以降も基準を設け勤務を可能とした。これにより、制度上パート社員として雇用していた経理担当者の正社員登用が実現し、現在はその知識・経験を発揮するとともに、次世代への継承という重要な役割を担っている。

2

評価・処遇  
仕事内容・就労条件  
勤務形態  
・賃金

・定年延長後は、原則定年前と同一の勤務時間としているが、本人の希望や家庭の事情により、勤務の短時間化等を望む声もあった。  
・定年延長後の賃金については、同一労働同一賃金の問題や、モチベーション低下の恐れがあり検討課題となっていた。

・定年延長後は、本人の希望により短日・短時短勤務も可能とし、体調面等に配慮した職場となった。希望の日に休みも取れ、当日の欠勤・早退も気がねなく取れる。  
・65歳からの再雇用時は、65歳定年時の賃金を時給換算して支給することとし、多様な就業形態でも対応が可能。また、成果に対して期末手当も支給されるので満足感も高い。

3

仕事内容・就労条件  
作業環境の  
改善・安全衛生

・出荷時の積み込み作業では、配送ドライバーが毎朝パレットに300～500個の段ボールを手積みしていた。  
・出荷作業は、取引先に届ける時間が指定されているため、早朝からの作業であり、担当するドライバーは高齢になり、体力的に続けられないかもしれないという不安があった。

積み込み前商品



積み込み作業  
(イメージ)



・作業手順を見直し、配送用の冷蔵庫を設置することで、前日に配送ドライバー以外の従業員が協力して、時間に余裕を持ってパレットに積むことを可能にした。  
・ドライバーは通常時間に出勤し、フォークリフトを使用し、パレットごとトラックへの荷積みすることが可能となり、作業負担軽減と作業時間の大幅な短縮が実現した。  
・商品の移動に使用するラックに車輪を設置し、また、床面を舗装してフラットにすることで、作業効率の向上、身体的負荷軽減と職場の安全確保を図っている

配送用例倉庫



冷蔵庫内の状況



「高齢社員の戦力化に向けて、専門家に相談したい・・・！」

65歳超雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーにご相談ください！

全国に配置されている社会保険労務士・中小企業診断士等の資格をもった専門家が企業に対し、相談・助言・提案などを行っています。詳しくはコチラ

[https://www.jeed.go.jp/elderly/employer/advisory\\_services.html](https://www.jeed.go.jp/elderly/employer/advisory_services.html)